



2019年5月23日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 う る る  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 星 知 也  
(コード番号：3979 東証マザーズ)  
問 合 せ 先 取 締 役 財 務 経 理 担 当 役 員 近 藤 浩 計  
(TEL. 03-6221-3069)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月23日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第19期定時株主総会に下記の通り定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- ①監査役の増員による監査体制の強化及びコーポレートガバナンスの向上を図るため、現行定款第31条に定める監査役の員数を変更するものであります。
- ②法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にするものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月26日（水）
定款変更の効力発生日	2019年6月26日（水）

以 上

〈別 紙〉

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 3 1 条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第 3 2 条 (監査役の選任) 当社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (新 設)  (新 設)</p> <p>第 3 3 条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>第 3 1 条 (監査役の員数) 当社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> <p>第 3 2 条 (監査役の選任) (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第329条第 3 項の規定により、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 ③ 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p> <p>第 3 3 条 (監査役の任期) (現行どおり)</p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 ただし、前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</p>